

北上市空き家情報の外部提供に関する説明事項

- 1 これは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項第1号の規定に基づき、個人情報等の外部提供にあたって、所有者等の同意を得ようとするものです。
- 2 外部提供の目的は、不動産、建築、金融等それぞれの分野において専門的知見を有する事業者へ空き家情報を提供することにより、市と事業者が連携して北上市空き家対策計画の基本方針となる「空き家の適切な管理の促進と発生予防」、「空き家の利活用の推進」及び「空き家に対する適切な措置」に取り組むためです。
- 3 提供する個人情報は、同意書に記載された「空き家情報」です。
- 4 提供の対象は、同意書裏面「北上市空き家情報提供事業者名簿」に登録された事業者です。

登録事業者については、関係する法令等を遵守し、空き家情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止に関し必要な措置を講じるとともに、個人情報の適切な管理に努め、空き家情報を利用した空き家対策に誠意をもって取り組むことを誓約しています。
- 5 所有者等の同意があるときに限り、事業者に対し空き家情報を提供します。所有者等の同意がないときは、外部提供されません。
- 6 空き家情報の提供を受けた事業者は、所有者等に対し空き家対策に関する提案、相談、交渉等を直接行います。この提案等に基づく契約等については、市は直接関与しません。また、この空き家対策に関する一切の紛争については、当事者間で解決していただきます。

なお、この空き家対策については、必ずしも所有者等に実施を義務付けるものではありません。また、所有者等が抱える空き家に関する課題の解決等を保証するものではありません。
- 7 事業者の提案等については、内容に応じて費用が発生する場合があります。その場合は、あらかじめ事業者が所有者等に対し費用の有無及び金額を説明し、その同意を得ることとしています。
- 8 空き家情報の外部提供に関する取組みについては、北上市都市整備部都市計画課が所管しています。